

名古屋市上下水道局告示第6号

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業センターの名称、位置及び所管区域

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業センターの名称、位置及び所管区域を次のように定める。

令和7年3月13日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

経営本部営業部営業センターの名称、位置及び所管区域

名称	位置	所管区域
名古屋市上下水道局 東部営業センター	千種区振甫町3丁目34番地 2	千種区 東区 中区 守山区 名東区
名古屋市上下水道局 北部営業センター	中村区城屋敷町2丁目6番 地1	北区 西区 中村区 本市の区域外における 給水区域
名古屋市上下水道局 西部営業センター	中川区富川町2丁目1番地	熱田区 中川区 港区 南区
名古屋市上下水道局 南部営業センター	緑区鳴海町字小森45番1	昭和区 瑞穂区 緑区 天白区

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(名古屋市上下水道局経営本部営業部営業センター及び同部営業所の名称、位置及び所管区域の廃止)
- 名古屋市上下水道局経営本部営業部営業センター及び同部営業所の名称、

位置及び所管区域（令和３年名古屋市上下水道局告示第３号）は、廃止する。

（名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等に係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員についての一部改正）

- 3 名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等に係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員について（平成13年名古屋市上下水道局告示第13号）の一部を次のように改める。

委任する職員の職名及び補職名の表補職名の欄中「普及促進・汚水排出量調査担当」を「利用促進担当」に、「営業センターセンター長補佐（料金関係事務担当） 営業所長 営業所副所長 営業所所長補佐（料金関係事務担当）」を「営業センターセンター長補佐（料金関係事務担当）」に改める。